

○財務省告示第九十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年年度の初日から平成二十七年二月二十八日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月二十八日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月二十八日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年年度の初日から平成二十七年二月二十八日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	一・〇トン

一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二
五、六三トシ	三三四トシ	五八七、六七トシ	一、〇九二、二〇七トシ	五、二九三、九二三トシ	六六、六四五トシ	一三、四一四トシ	七、四五四トシ	三七、六七二トシ	一トシ	一二トシ	二七トシ	一、三三三トシ	四三、九二四トシ	一八トシ	〇トシ

二九		四二九トン
二八		一〇・二トン
二七		一五、一八三トン
二六		五、三九二トン
二五		〇トン
二四		二四トン
二三		五、六〇四トン
二二		四〇九トン
二一		二五、七二五トン
二〇		五一四トン
一九		九一〇トン
一八		一六、〇六五トン
一七		一三〇、二五四トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年年度の初日から平成二十七年二月二十八日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月二十八日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を

当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	五、二九三、九二三トン
一四	七〇四、三四〇トン